

公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案						現 行					
(保存) 第13条 (略) 2 <u>総括文書管理者が定めるところにより、公正取引委員会における行政文書ファイル等の集中管理を推進するものとする。</u>						(保存) 第13条 (略) 2 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、当該行政機関における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (令別表の該当項)		保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (令別表の該当項)		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言				②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
			③ (略)		(略)				③ (略)		(略)
		(2)~(7)	(略)		(略)			(2)~(7)	(略)		(略)

		(略)								
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 	<ul style="list-style-type: none"> ① (略) ②立案の検討に 関する審議会 等文書(一の 項イ) 	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
			③ (略)		(略)				(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)				(略)	
4	内閣府 令, 省 令その 他の規 則の制 定又は 改廃及 びその 経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告, 最終報告, 提言 	<ul style="list-style-type: none"> ① (略) ②立案の検討に 関する審議会 等文書(一の 項イ) 	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告, 最終報告, 提言
			③ (略)		(略)				(略)	
		(2)意見公 募手続	意見公募手続文 書(一の項ハ)		<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・省令案・規則案 ・趣旨, 要約, 新旧対照条 				<ul style="list-style-type: none"> ③ (略) 	
		(略)								
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 	<ul style="list-style-type: none"> ① (略) ②立案の検討に 関する審議会 等文書(一の 項イ) 	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
			③ (略)		(略)				(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)				(略)	
4	内閣府 令, 省令 その他の規則 の制定 又は改 廃及び その経 緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告, 最終報告, 提言 	<ul style="list-style-type: none"> ① (略) ②立案の検討に 関する審議会 等文書(一の 項イ) 	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告, 最終報告, 提言
			③ (略)		(略)				(略)	
		(2)意見公 募手続	意見公募手続文 書(一の項ハ)		<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・省令案・規則案 ・趣旨, 要約, 新旧対照条 				<ul style="list-style-type: none"> ③ (略) 	

					<ul style="list-style-type: none"> 文, 参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 					<ul style="list-style-type: none"> 文, 参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 	
		(3)制定又は改廃	内閣府令, 省令 その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書 (一の項ホ)		<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・省令案・規則案 ・理由, 新旧対照条文, 参照条文 		(3)制定又は改廃	内閣府令, 省令 その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書 (一の項ホ)		<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・省令案・規則案 ・理由, 新旧対照条文, 参照条文 	
		(4)・(5) (略)	(略)		(略)		(4)・(5) (略)	(略)		(略)	
閣議又は関係行政機関の長で構成される会議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議又は関係行政機関の長で構成される会議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) (略)	(略)	30年	(略)		(1) (略)	(略)	30年	(略)	
		(2)基本方針, 基本計画又は白書その他の閣議に付された案	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 		(2)基本方針, 基本計画又は白書その他の閣議に付された案		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 	

		件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)に掲げるものを除く。）	③～⑤（略）		(略)			件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)に掲げるものを除く。）	③～⑤（略）		(略)
6	関係行政機関の長で構成される会	関係行政機関の長で構成される会議の決定又	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の	10年	(略) ・配付資料 ・議事の記録	6	関係行政機関の長で構成される会	関係行政機関の長で構成される会議の決定又	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の	10年	(略) ・配付資料 <u>(新設)</u>

議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	項口) <u>及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)</u> の議事が記録された文書	⑤ (略)	10年	(略)	議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	項口) <u>(新設)</u>	⑤ (略)	10年	(略)
		(略)			(略)						
複数の行政機関による申合せ及びその経緯						複数の行政機関による申合せ及びその経緯					
7	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至	10年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料	7	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至	10年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料

		な経緯	る過程が記録された文書 (八の項口)					な経緯	る過程が記録された文書 (八の項口)		
			⑤ (略)		(略)				⑤ (略)		(略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
8	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口の審査基準, 同号ハの処分基準, 同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②~⑤ (略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)	8	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口の審査基準, 同号ハの処分基準, 同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②~⑤ (略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)

		的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯																		
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)	(略)
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決, 決定 その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年	(略)	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決, 決定 その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年	(略)	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	②審議会等文書 (十四の項口)	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見	③・④ (略)	(略)	③・④ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(4) (略)		(略)		(略)		(略)											
9	法人の権利義務の得	(1)行政手続法第 2 条第	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u>	9	法人の権利義務の得	(1)行政手続法第 2 条第	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u>									

喪及び その経 緯	8号口 の審査 基準, 同 号ハの 処分基 準, 同号 ニの行 政指導 指針及 び同法 第6条 の標準 的な期 間に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯	項) ②~⑤ (略)		・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中 間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)	喪及び その経 緯	8号口 の審査 基準, 同 号ハの 処分基 準, 同号 ニの行 政指導 指針及 び同法 第6条 の標準 的な期 間に関 する立 案の検 討その 他の重 要な経 緯	項) ②~⑤ (略)		・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中 間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)
	(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)		(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)
	(4)不服申	① (略)	裁決, 決定	(略)		(4)不服申	① (略)	裁決, 決定	(略)

		立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	②審議会等文書 (十四の項目)	その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見					・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見	
		(5) (略)	③・④ (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
10・11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
職員の人事に関する事項						職員の人事に関する事項					
12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
その他の事項						その他の事項					
13	告示, 訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項か)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言					・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言	
		(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項か)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言			(略)	(略)	(略)	

	緯	ら12の 項まで に掲げ るもの を除 く。)	②～⑤ (略)		(略)		ら12の 項まで に掲げ るもの を除 く。)	②～⑤ (略)		(略)
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)	(略)
14 ・ 15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
16	政策評 価に関 する事 項	行政機関 が行う政 策の評価 に関する 法律（平成 13年法律 第86号。 以下「政策 評価法」と いう。）第 6条の基 本計画の 立案の検	①政策評価法第 6条の基本計 画又は政策評 価法第7条第 1項の実施計 画の制定又は 変更に係る審 議会等文書 （二十六の項 イ）	10年	・開催経緯 ・ 議事の記録 ・配付資料 ・中間報告，最終報告，提 言		行政機関 が行う政 策の評価 に関する 法律（平成 13年法律 第86号。 以下「政策 評価法」と いう。）第 6条の基 本計画の 立案の検	①政策評価法第 6条の基本計 画又は政策評 価法第7条第 1項の実施計 画の制定又は 変更に係る審 議会等文書 （二十六の項 イ）	10年	・開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告，最終報告，提 言
			②～⑥ (略)		(略)			②～⑥ (略)		(略)

		討, 政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯								
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
18	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(2) 審議会等(1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 			<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 		
19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
備考										
一 (略)						備考				
						一 (略)				

<p>二 職員の人事に関する事項について、<u>内閣官房令</u>、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u>、人事院規則の規定による。</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>二 職員の人事に関する事項について、<u>内閣府令</u>、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u>、人事院規則の規定による。</p> <p>三～五 (略)</p>
--	--